

子どもの人権と地域

八 木 三 男

一、子どもの人権と少年警察

現在青少年に対する人権侵害が、非行克服・健全育成を名目にして、学校や地域で日常化しているのは、一般によくいわれることである。

教師による体罰や言葉の暴力が子どもを死にいたらしめるケースや少年警察が捜査段階で子どもの人権を侵害する事件があとをたたない。

昨年（一九八三）七月、秋田県を発端に学校（小学校まで）が全校の生徒父兄名簿や顔写真を警察に提供していたことが明らかになり、新聞の報ずるところでは、提供地域は全国におよんでいる。

学校の教育目的にのみ収集された資料が、生徒・父母の承諾もなしに治安維持や犯罪捜査を主任務とする警察に提供されていたことが、子どもの人権や人格の尊厳をいかに傷つけ侮蔑しているかは明らかであった。

当時のジャーナリズムが主として

- (1) 生徒の基本的な人権、プライバシー権、肖像権の侵害
- (2) 学校の自主性・人権感覚の欠如

(3) 教育の効率性優先の欠陥

(4) 警察の人権感覚の欠如

の四点を中心に批判を展開したのは、(4)の警察批判が比較的弱かった点をのぞけば、ひとつひとつが正鵠をえたものになっていた。

しかしこの問題は秋田をはじめいくつかの県の教職員組合が比較的真剣に受けとめたものの、全体として個々の学校はそれほど大きなインパクトを受けなかったものようであった。生徒の非行克服のためには、警察の協力を得なければならず広域化する非行のなかで資料が得られるのは警察からだけだから背に腹はかえられないということである。

しかし日本弁護士会が調査を開始し、新潟県の弁護士会は全県の学校に対するアンケート調査を通じて一定の実態調査をおこなったものである。

その調査によれば、新潟市内の学校のほとんどが、生徒名簿と顔写真を市の青少年補導センターに提供していることが明らかになった。それだけでなく、今年も生徒名簿の提供が継続されているという情報がある。

この問題が青少年の人権と人間の尊厳にとってどれほど深刻であり、学校教育の自殺行為に似たものであることに、特に学校教育関係者の間でそれほど議論にならなかったことが、わたしには面妖なことだと思われた。弁護士会の調査を除けば、その問題に対する教育関係者の論考もほとんどみえない。

子どもの人権を少年警察との連関のなかでみるとどうなるか。

少年法が家裁への全件送致主義、保護処分先議主義をとり、少年事件に対する刑事政策の主役が検察官から完全に裁判官の手にうつったのは周知のことだが、刑法犯少年の処遇の実態は、少年法の精神が必ずしも生かされていないこともひろく知られている。

たとえば簡易送致手続がそれである。

犯罪事実が軽微で「犯罪の原因および動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況および環境等からみて再犯のおそれがなく、刑事処分または保護処分を必要としない」（「犯罪捜査規範」）と警察が認めた場合、やはり家裁に送致はされるが、警察からは要保護性の判断に必要な資料の添付がなく、家裁は警察からの送致書の記載を事実上信用するほかはないといわれる。また再犯のおそれがないと判断するための「調査」を捜査段階に必然的に導入することによって、警察による少年の身辺調査を一層容易にしている。

一般に軽微な事件こそ、取締りや起訴における差別的運用の余地が大きいことは、よくいわれることである。

捜査段階でも問題が多い。警察による犯罪少年の捜査手続も、少年法の理念にてらして少年の保護過程でなければならないから、刑事訴訟法の原則的な適用は問題があるとされている。しかし少年犯罪の捜査手続は少年法にその規定がない。「少年警察活動要綱」には詳細な規定があるが、それには法的拘束力がなく、しかも少年法制の基本が家庭や学校等の一般教育力を優先させるたてまえであるにもかかわらず、それは単なる配慮しか規定されていない。

さらにいえば、刑罰的処遇から解放されている触法少年や虞犯少年の場合は、その発見手続には刑事

訴訟法も適用できず、法的規制のないままに、事実上の活動として警察の発見がおこなわれるから、少年に対する人権侵害があとをたたないことになるのである。

現在学校や教師による子どもに対する体罰が具体的に問題にされ、急速に人権問題として調査や研究もされているが、ことは学校にとどまらず、地域全体のなかで、子どもの人権は法的規制のないままに、少年警察の手にゆだねられている現状である。

軽微な事件ほど差別的な処遇が問題になるケースが多いとさきにいったが、少年の軽微事件における警察の権限はほとんど絶大といってよい。しかも学校が子どもの人権をまもらないとすれば、地域のなかで子どもの人権を擁護するシステムは、事実上ほとんど機能していないことにならざるを得ない。

問題はそれだけにとどまらない。

現在少年警察はその規模と機能を拡大強化しており、警察の重要な一部になった。

学校に対しては学警連、職場には職警連、地域に対しては少年補導センター、婦人会、防犯連絡会等を通じて働きかけを強化している。東京の少年補導センターは警視庁の少年第一課の優先機関であり、各地の少年補導センターには警察官がわざわざ退職して専任として派遣されたり、事実上警察と一体の場合が多い。

さらに警察庁の「少年非行総合対策要綱」によると「少年の社会参加活動や非行防止の国民運動の展開」が警察の責務として掲げられている。

「少年非行を根本的に解決するためには」「少年に社会や集団との連帯感や克己心をはぐくませる

ことにより、その規範意識を発展する必要がある。」

少年警察は市民社会の法あるいは道徳意識の統制をはじめ、市民生活のすべての面に介入できるかのである。少年の克己心や自立心をはぐくむとともに、「少年に社会的ルールを身に付けさせるため」に、各種体育やスポーツ活動を幅広く推進することを方針化さえしている。（一九八三年「警察白書」）

一方では、少年法「改正」は審議中である。その目玉は、検察官や警察官を少年非行の判断や処遇の広い分野に進出させようということであり、少年法のもつ少年非行の決断と処遇における科学主義、教育主義（ソシアル・ワーカーとしての家裁調査官の仕事）を破壊しようとしている。

それによって、子どもとその関係者の権利侵害の危険は一層増大し、学校教育は一層困難な局面に立たされることにならざるを得ない。

警察に「社会教育的な働き」の分野にふさわしい特別の機能をこえるような権限をもたせるべきでない」とした一九六〇年の国連の犯罪防止および犯罪者処遇会議（ロンドン）の決議があるように、子どもの人権については、単に学校教育にとどまらず、地域全体に教育関係者が目を見開く必要を痛感する。

二、自治体における子ども

来年（一九八五年）春を期して大巾に法「改正」される風俗営業法を別にすれば、現在言論出版等

直接基本的人権にかかわる問題で疑義があると考えられる実定法上の規制は、大方地方自治にかかわる条例に由来する。

しかもそれらは風営法を含めて、青少年の健全育成あるいは保護を名目としている。

戦後、出版法や新聞紙法が廃止されてから、現在では長野県を除いて全国的なネットワークが完成したいわゆる青少年条例などが、直接成人の知る権利の制限や出版規制などを含むと考えられる実定法上の内容をもつといわれる。

この青少年条例にも子どもの人権に関する条項もあるが、この条例が直接子どもの権利問題ではなく、子どもの健全保護育成にかかわる成人に対する法的規制であり、ここでは直接触れないが、要するに自治体の条例が現在では子どもの人権と関連する法規制では最も重要な地位を求めているといいたいわけである。

子どもの人権問題が、教師による体罰などの問題として学校で生起していると同時に、地域の警察や自治体の活動、それらと連繫する諸機関を通じて起っているわけで、地域こそが子どもの人権を守り育てる主体でなければならないことをいいたいのである。その点で教員組合をはじめ教育にかかわる諸団体の地域に対する認識は極めて弱いといわざるを得ないだろう。

たとえば小中学校の統廃合の問題をとってみても、国政レベルの発想と地方自治体の発想にも相当のギャップがある。

新潟県に最近おこった北魚沼郡小出小学校と干溝小学校の統合問題（干溝小の廃校）をみても、複式学級の非を理由に、住民との充分な話し合いもなく、過大校に統合しようというもので、それによっ

て一世紀あまりも地域の学校として村民が愛情をこめて育ててきた学校が消えようとしている。

子どもたちが四キロあまりも日本有数の豪雪地を通うだけでなく、過疎地の文化中心としての小学校が廃止されることによって、小さな村の生きる気力をも奪いかねない状況になっている。

鳥取県のある町のように、過疎村の分校をわざわざ本校に格上げすることを、過疎対策の一環として位置づけている自治体もあるから、一概にはいえないが、概していえば高度経済成長期のように間くもに学校を統廃合する傾向はあとを絶たない。

すでに文部省は一九七三（昭四八）年に公立小・中学校の統合について通達（文初財第四三一号）を出して次のようにいった。

「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また小規模学校には教職員と児童との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もある」

「通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校のエデュカチフの実施への影響等十分検討し、無理のないように配慮すること」

「学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義をも考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」

右の観点は経済的効率主義を主軸に一貫して教育行政を指導してきた文部省にしては、めずらしく反省の上にたつて合理的かつ教育的である。

多くの地方自治体はこの観点を現在もっていない。県教委は市町村自治体に対するこの問題についての指導性を放棄している。

三、地域研究と「にいがた県民教育研究所」

わたくしたちはいま、来る十二月二日（一九八四年）「にいがた県民教育研究所」の設立総会をむかえようとしている。

教職員組合とも関係なく、純粋に民間の資金で、新潟県教育諸問題の基礎的な研究を軸に、教育に関心をもつあらゆる層の県民を結集しようというのである。

わたくしたちは「にいがた県民教育研究所設立趣意」に、なぜ新潟県に純粋に民間の教育研究所がいま必要なのか、と自問するように次のように書いた。

(一) 一般に現在の教育科学が、たとえば保守的な地方自治体の教育状況や教育運動を対象化する観点が少なく、したがってそれらの地域の教育運動は、教育科学を含む科学の成果の上に成りたちにくくなっている。教育運動はそれ自体の運動法則によって展開するとともに、地域の具体的な分析の上にたつてはじめて真に民主的で科学的な運動になり得る。新潟県教育状況や教育運動についての基礎的で実証的な研究が不可欠である。

(二) わたくしたちは、この研究所の設立の準備過程で実に多様な職種の人たち、教師はむろんのこと、医師、司法機関、行政機関、社会教育機関等の県民が、現実に学校教育にかかわり、その改善のために奮闘していることを知った。それは、わたくしたちが当初「よびかけ」た段階の認識をはるかに超えるものであり、また学校教員の視野や活動領域を超えるものであった。

曰　そして、わたくしたちは政治信条や生活感覚をこえて、子どもがたくましくすこやかに育ってほしいという県民の希いや英知を結集し、民主的な討議を下から積みあげていくならば、共に県民に支持される教育改革の展望をつくり出すことが可能だと考える。

四　以上のような認識の上にたって基礎的な研究を土台にして、新潟県の実践を総括し、新たな問題提起ができるようになりたいと考える。また教育に関わる基本的な資料を収集し、公開したい。以上のような観点は、子どもの人権問題がいつも地域の具体的な状況のなかで生起するように、詮じつめてみれば、基礎的な研究を通じて具体的に子どもの人権擁護のためにたたかうということであり、教育問題を通じて、県民を民主主義と生活擁護のたたかいに結集せしめるためのささやかな道標をうちたてようということである。

地域研究を通じて具体的に学校を見、地域のなかの子どもの生活と人権のありようを具体的にみることによって、はじめて教育運動が教育科学を含む諸科学の成果の上に成り立ち、展望をもち得るのであろう。

(村上高等学校)